

平成17年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働保険の未手続事業一掃対策における取組について

標記について、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県労働局におかれては、これを踏まえ、管内事情に即して計画的な業務の実施に努められたい。

記

1 趣旨・目的

労働保険の未手続事業の適用促進については、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から重点的に取り組む必要があり、また「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）においても職権の積極的行使等による未手続事業の一掃が盛り込まれるなど、早急な取組が求められているところである。

未手続事業の解消に当たっては、都道府県労働局（以下「局」という。）、労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「所」という。）が緊密な連携の下に効果的かつ効率的に取り組む必要がある。また、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）が未手続事業の適用促進に果たす役割は大きく、事務組合の一層の活用を図ることが効果的であることから、社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」という。）との連携を一層強めることとする。

労働保険の保険関係成立の手続（以下「成立手続」という。）は、事業主が

自主的に行うことが原則であり、局、署、所及び事務組合において、事業主が自主的に成立手続を行うべく指導を行うものであるが、再三の加入勧奨活動及び手続指導によっても、自主的に成立手続を取らない事業主については、職権により成立手続を行い、労働保険料を認定決定する。

2 具体的な実施方法

(1) 未手続事業の把握

労働保険の適用促進を図るためには、未手続事業を的確に把握することが重要であるので、局適用主務課室は関係機関等から情報収集を行う等、未手続事業の積極的な把握に努める。また、適用主務課室は局内の他部課・署・所との連携を密にして、未手続事業の情報が的確に把握できるよう努める。

(2) 全国労保連都道府県支部との連携

労働保険の適用促進を効率的に実施するためには、全国労保連都道府県支部（以下「支部」という。）との連携が不可欠であることから、以下の方法により緊密な連携を図る。

ア 未手続事業の情報提供

局適用主務課室は、把握した未手続事業の情報を支部に対して、定期的に提供する。

イ 支部での未手続事業名簿の作成

支部は、自ら把握した未手続事業の情報と局適用主務課室が提供した未手続事業の情報を統括し、未手続事業名簿（以下「名簿」という。）を作成する。支部が作成した名簿は、局適用主務課室及び支部の双方において所有し、適正に管理するよう留意する。

ウ 協議会の開催

局は支部との間で定期的に協議会を開催する。

協議会においては、支部が作成した名簿に登載された未手続事業を、局が手続指導を行う事業と支部が加入勧奨を行う事業に分担する。また、局は支部と意見交換を行い、支部が行う加入勧奨活動の進捗状況を的確に把握するように努める。

(3) 支部による加入勧奨活動

支部は、協議会において支部の担当となった未手続事業に対して加入勧奨活動を行うが、加入勧奨活動を行うに当たっては、労働保険適用促進業務委託要綱に基づき、加入勧奨計画を策定の上、支部に配置予定の労働保険加入勧奨推進員（仮称）を指揮して行う。

また、支部による加入勧奨活動においても成立手続を取らなかった未手続事業の情報は、局適用主務課室に報告される。

(4) 局による手続指導

ア 協議会において局の担当となった事業に対する手続指導

上記(2)のウの役割分担により、局が手続指導を行うこととなった未手続事業に対して、手続勧奨文書を送付し、局又は署・所に出頭要請を行い、自主的に成立手続を行うよう直接指導する。また、出頭要請に応じない事業主に対しては、個別に訪問し、自主的に成立手続を行うよう指導する。

また、手続指導を行うに当たっては、労働保険制度の知識が十分ではない事業主も存在することから、制度の概要を十分に説明することによりその必要性を理解させ、自主的に成立手続を行うよう指導する。

イ 支部から報告を受けた事業に対する手続指導

上記(3)により支部から報告を受けた未手続事業についても、上記アの手順と同様に手続勧奨文書の送付による出頭要請、個別訪問指導を行い、自主的に成立手続を行うよう指導する。

また、手続指導を行うに当たっては、支部による加入勧奨活動時の状況を十分に把握した上で行うよう留意する。

(5) 職権による成立手続の事前準備

ア 職権成立対象事業の選定

局適用主務課室は、上記(4)における手続指導を経ても自主的に成立手続を行わない事業の中から、事業の規模、業種等を勘案し、職権成立の対象となる事業を選定する。

イ 職権による成立手続に必要な事前調査

局適用主務課室は、上記アにおいて選定した未手続事業に対して立入りによる事前調査を実施し、職権による成立手続及び保険料の認定決定に当

たり必要な情報を収集する。

具体的には、事業主から、自主的に成立手続を行う意思の有無・行わない理由、事業の実態等について聴取し、支払賃金総額、労働者数、適用業種等を的確に把握するとともに、必要に応じて帳簿等の提出を求める。

立入拒否など事業主が調査に協力しない場合は、関係機関等の協力を得て、成立手続及び認定決定に必要な情報を収集する。

ウ 手続指導

成立手続は、あくまでも事業主が自主的に行うのが原則であることから、事前調査を行った後においても自主的な成立手続を促すこととし、応じない場合は職権により強制成立となる旨併せて通告する。

(6) 職権による成立手続及び認定決定

上記(5)のウの手続指導を経ても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権により成立手続を行うとともに、労働保険料の認定決定を行い、納入告知書を発行する。

3 関係機関に対する周知及び協力依頼

本対策の実施に当たり、局及び支部の適用促進を円滑に実施させる観点から、本省において関係団体に対して周知及び協力依頼を実施している。

各局においても、都道府県単位の使用団体、業界団体等に対して、周知及び協力依頼を行い、効果的に未手続事業を一掃する。

また、本省において記者発表を行っており、局においてもマスコミの活用等、積極的に広報を行う。

4 施行日

この通達は、平成17年4月1日から実施する。